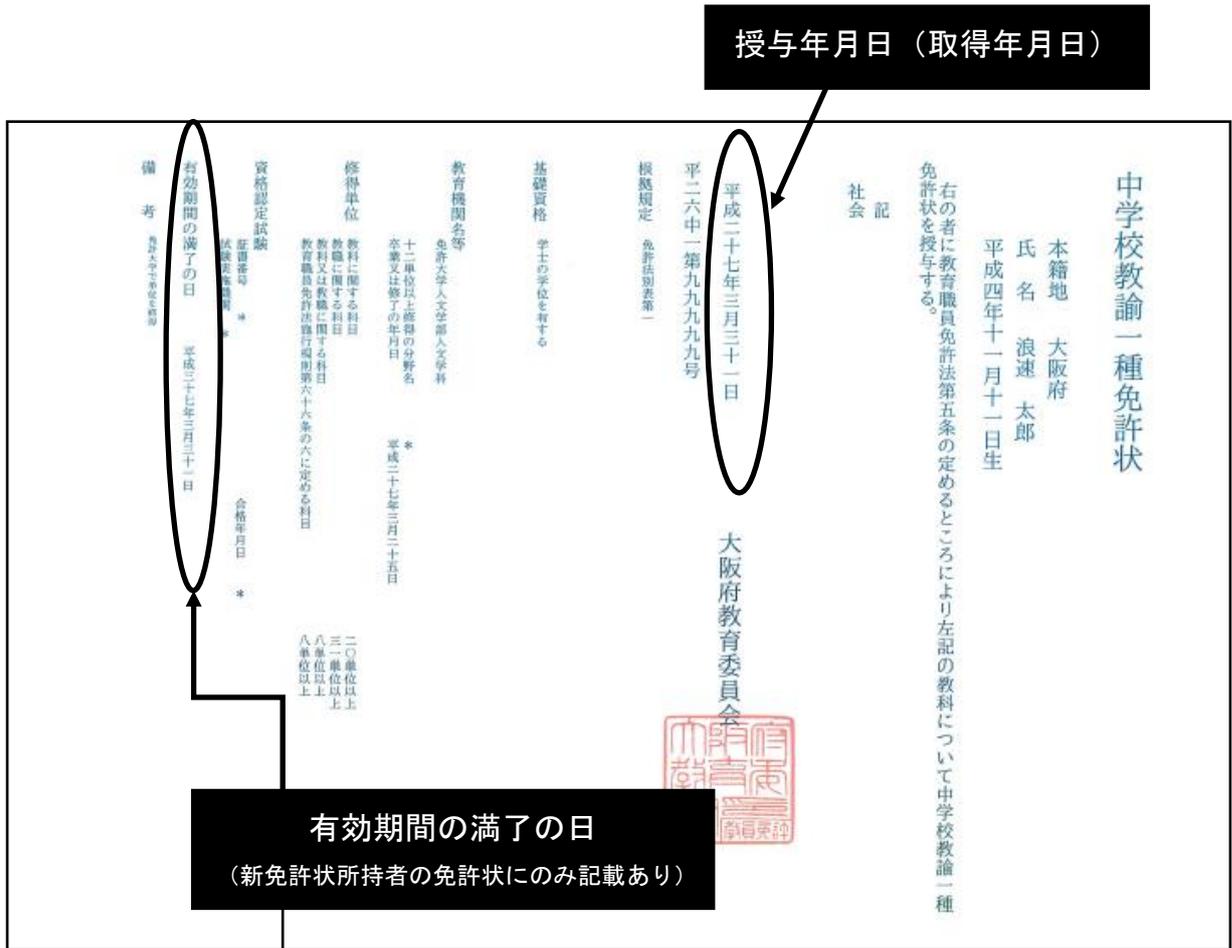


【参考】「旧免許状所持者」と「新免許状所持者」



旧免許状所持者

平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された教員免許状を 1 種類でもお持ちの方

→ 「有効期間の満了の日」の記載は、ありません。←

(旧免許状所持者が平成 21 年 4 月 1 日以降に新たに教員免許状を授与されたとしても、その教員免許状には同様に有効期間の満了の日の記載は、ありません。)

→ 生年月日によって、修了確認期限が割り振られます。

(ただし、平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された栄養教諭免許状をお持ちの方の修了確認期限は、栄養教諭免許状の授与年月日で割り振られます。)

新免許状所持者

平成 21 年 4 月 1 日以降にはじめて教員免許状を授与された方

→ お持ちの教員免許状には「有効期間の満了の日」が記載されています。←

→ 更新講習を受講できる期間は、生年月日では決まりませんので、ご注意ください。

(更新講習を受講できる期間は、有効期間の満了の日の 2 年 2 か月前から 2 か月前までの 2 年間です。)

※ なお、「有効期間の満了の日」の日付が異なる複数の教員免許状を有する方は、最も遅い有効期間の満了の日の日付が、その方自身の「有効期間の満了の日」となります。